

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の六第一項第四号の規定に基づき、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 設計基準対象施設（第三条～第三十六条）
第三章 重大事故等対処施設（第三十七条～第六十二条）

附則
第一章 総則
(適用範囲)

第一条 この規則は、実用発電用原子炉及びその附属施設について適用する。

(定義)

第二条 この規則において、次に掲げる用語は、核原

料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

一 この規則において、次に掲げる用語は、核原

料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

二 この規則において、次に掲げる用語は、核原

料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

三 「通常運転」とは、設計基準対象施設にお

いて計画的に行われる発電用原子炉の起動、停止、出力運転、高温待機、燃料体の取替えその他の発電用原子炉の計画的に行われる運転に必要な活動をいう。

四 「通常運転」とは、設計基準対象施設にお

いて計画的に行われる発電用原子炉の起動、停止、出力運転、高温待機、燃料体の取替えその他の発電用原子炉の計画的に行われる運転に必要な活動をいう。

五 「通常運転」とは、設計基準対象施設にお

いて計画的に行われる発電用原子炉の起動、停止、出力運転、高温待機、燃料体の取替えその他の発電用原子炉の計画的に行われる運転に必要な活動をいう。

六 「通常運転」とは、設計基準対象施設にお

いて計画的に行われる発電用原子炉の起動、停止、出力運転、高温待機、燃料体の取替えその他の発電用原子炉の計画的に行われる運転に必要な活動をいう。

七 「通常運転」とは、設計基準対象施設にお

いて計画的に行われる発電用原子炉の起動、停止、出力運転、高温待機、燃料体の取替えその他の発電用原子炉の計画的に行われる運転に必要な活動をいう。

八 「通常運転」とは、設計基準対象施設にお

いて計画的に行われる発電用原子炉の起動、停止、出力運転、高温待機、燃料体の取替えその他の発電用原子炉の計画的に行われる運転に必要な活動をいう。

九 「通常運転」とは、設計基準対象施設にお

いて計画的に行われる発電用原子炉の起動、停止、出力運転、高温待機、燃料体の取替えその他の発電用原子炉の計画的に行われる運転に必要な活動をいう。

十 「通常運転」とは、設計基準対象施設にお

いて計画的に行われる発電用原子炉の起動、停止、出力運転、高温待機、燃料体の取替えその他の発電用原子炉の計画的に行われる運転に必要な活動をいう。

て、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいう。

五 「安全機能」とは、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な機能であつて、実際に掲げるものをいう。

イ その機能の喪失により発電用原子炉施設に運転時の異常な過渡変化又は設計基準事由が発生し、これにより公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある機能

ロ 発電用原子炉施設の運転時の異常な過渡変化又は設計基準事由の拡大を防止し、又は速やかにその事故を収束させることにより、公衆又は従事者に及ぼすおそれがある事故を抑制し、又は防止する機能

六 「安全機能の重要度」とは、発電用原子炉施設の安全性の確保のために必要な安全機能の重要性的程度をいう。

七 「設計基準対象施設」とは、発電用原子炉施設のうち、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事由の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要となるものである。

八 「安全機能の重要度」とは、設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものをいう。

九 「重要安全施設」とは、安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものをいう。

十 「工学的安全施設」とは、発電用原子炉施設の損傷又は故障その他の異常にによる発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷又は炉心の著しい損傷により多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、これを抑制し、又は防止するための機能を有する設備

十一 「重大事故緩和設備」とは、重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備をいう。

十二 「重大事故緩和設備」とは、重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備をいう。

十三 「設計基準事故対処設備」とは、設計基準事故に対処するための安全機能を有する設備をいう。

十四 「重大事故等対処設備」とは、重大事故等に対処するための機能を有する設備をいう。

十五 「重大事故防止設備」とは、重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であつて、設計基準事故対処設備の安全機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備をいう。

十六 「重大事故緩和設備」とは、重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備をいう。

十七 「多重性」とは、同一の機能を有し、かつ、同一の構造、動作原理その他の性質を有する二以上の系統又は機器が同一の発電用原子炉施設に存在することをいう。

十八 「多様性」とは、同一の機能を有する二以上の系統又は機器が、想定される環境条件及び運転状態において、これらの構造、動作原理その他の性質が異なることにより、共通要因（二以上の系統又は機器に同時に影響を及ぼすことによりその機能を失わせる要因をいう。以下同じ。）又は隸属要因（单一の原因によって確実に系統又は機器に故障を発生させることとなる要因をいう。以下同じ。）によつて同時にその機能が損なわれないことをいう。

十九 「独立性」とは、二以上の系統又は機器が、想定される環境条件及び運転状態において、物理的方法その他の方法によりそれぞれ互いに分離することにより、共通要因又は隸属要因によって同時にその機能が損なわれないことをいう。

二十 「管理区域」とは、実用炉規則第二条第二項第四号に規定する管理区域をいう。

二十一 「周辺監視区域」とは、実用炉規則第二条第二項第六号に規定する周辺監視区域をいう。

二十二 「燃料材」とは、熱を発生させるために成形された核燃料物質をいう。

二十三 「燃料被覆材」とは、原子核分裂生成物の飛散を防ぎ、かつ、一次冷却材による侵食を防ぐために燃料材を覆う金属管をいう。

二十四 「燃料要素」とは、燃料材、燃料被覆材及び端栓からなる炉心の構成要素であつて、構造上独立の最小単位であるものをいう。

二十五 「燃料要素の許容損傷限界」とは、燃料被覆材の損傷の程度であつて、安全設計上許容される範囲内で、かつ、発電用原子炉を安全に運転することができる限界をいう。

二十六 「原子炉停止系統」とは、発電用原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために発電用原子炉を停止する系統をいう。

二十七 「反応度制御系統」とは、通常運転時に反応度を調整する系統をいう。

二十八 「反応度価値」とは、制御棒の挿入又は引き抜き、液体制御材の注入その他の発電用原子炉の運転に伴う発電用原子炉の反応度の変化量をいう。

二十九 「制御棒の最大反応度価値」とは、発電用原子炉が臨界（臨界近傍を含む。）にあら場合において、制御棒を一本引き抜くことにより炉心に生ずる反応度価値の最大値をいう。

三十 「反応度添加率」とは、発電用原子炉の反応度を調整することにより炉心に添加される単位時間当たりの反応度の量をいう。

三十一 「二次冷却材」とは、炉心において発生した熱を発電用原子炉から直接に取り出すことを主たる目的とする流体をいう。

三十二 「二次冷却材」とは、一次冷却材の熱を熱交換器により取り出すための流体であつて、蒸気タービンを駆動させることを主たる目的とする流体をいう。

三十三 「二次冷却系」とは、炉心を直接冷却する冷却材が循環する回路をいう。

三十四 「最終ヒートシンク」とは、発電用原子炉施設において発生した熱を最終的に除去するために必要な熱の逃がし場をいう。

三十五 「原子炉冷却材圧力バウンダリ」とは、発電用原子炉施設のうち、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、圧力障壁となる部分をいう。

三十六 「原子炉格納容器」とは、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の容器内の機械又は器具から放出される放射性物質の漏えいを防止するために設けられる容器をいう。

三十七 「原子炉格納容器バウンダリ」とは、発電用原子炉施設のうち、原子炉格納容器において想定される事象が発生した場合において、圧力障壁及び放射性物質の放出の障壁となる部分をいう。

三十八 「最高使用圧力」とは、対象とする機器又は炉心支持構造物がその主たる機能を果たすべき運転状態において受ける最高の圧力以上の圧力であつて、設計上定めるものをいう。

三十九 「最高使用温度」とは、対象とする機器、支持構造物又は炉心支持構造物がその主たる機能を果たすべき運転状態において生ずる最高の温度以上であって、設計上定めるものをいう。

四十 「安全保護回路」とは、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を検知し、これらが発生した場合において原子炉停止系統及び工学的安全施設を自動的に作動させる設備をいう。

四十一 「兼用キヤスク」とは、使用済燃料の事象が発生した場合において原子炉停止系統及び工学的安全施設を自動的に作動させる設備をいう。

四十二 「兼用キヤスク」とは、使用済燃料の工場等内に貯蔵する乾式キヤスク(第十六条第二号及び同条第四項において「キヤスク」という。)のうち、使用済燃料の工場等外への運搬に使用する容器に兼用することができるものとして、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第六条又は第七条及び第十二条に定める技術上の基準(容器に係るものに限る。)に適合するものをいう。

第二章 設計基準対象施設

第三条 設計基準対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力(設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。)及び兼用キヤスクにあつ

ては、同条第三項に規定する基準地震動による地震力を含む)が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。ただし、兼用キヤスクにあつては、地盤により十分に支持されなくともその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。

2 耐震重要施設及び兼用キヤスクは、变形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。

3 耐震重要施設及び兼用キヤスクは、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならぬ。ただし、兼用キヤスクにあつては、地盤に変位が生じてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。

(地震による損傷の防止)

第四条 設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。

2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力(以下「基準地震動による地震力」という。)に対しても全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

5 炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。

6 兼用キヤスクは、次のいずれかの地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

一 兼用キヤスクが地震力により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにいかわらず判断するために用いる合理的な卷として原子力規制委員会が別に定めるもの

7 兼用キヤスクは、地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能を損なわないものでなければならない。

二 工場等の周辺において想定される兼用キヤスクの安全性を損なわせる原因となるおそれがある火災

第五条 設計基準対象施設(兼用キヤスク及び周辺施設を除く。)は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波(以下「基準津波」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

2 兼用キヤスク及びその周辺施設は、次のいずれかの津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

一 兼用キヤスクが津波により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにいかわらず判断するために用いる合理的な津波として原子力規制委員会が別に定めるもの

二 基準津波

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第六条 安全施設(兼用キヤスクを除く。)は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。

3 安全施設(兼用キヤスクを除く。)は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。以下「人為による事象」といいう。)に対して安全機能を損なわないものでなければならない。

4 兼用キヤスクは、次のいずれかの地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

一 兼用キヤスクが巻により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにいかわらず判断するために用いる合理的な巻として原子力規制委員会が別に定めるもの

の規定の例によることを妨げない。

(誤操作の防止)

- 2 安全施設は、容易に操作することができるものための措置を講じたものでなければならぬ。

第十一條 発電用原子炉施設には、次に掲げる設
(安全避難通路等)

- (安全施設)
(前号の避難用の照明を除く。) 及びその専用の電源

第十二条 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。

2 安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、当該系統を構成する機械又は器具の单一故障（单一の原因によつて一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。以下同じ。）が発生した場合であつて、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならぬ。

3 安全施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を發揮することができるものでなければならぬ。

4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。

5 安全施設は、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわぬものでなければならない。

6 重要安全施設は、二以上の発電用原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものであつてはならない。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合は、この限りでない。

7 安全施設（重要安全施設を除く。）は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続

拡大の防止

- 一 運転時の異常な過渡変化時において次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 最小限界熱流束比（燃料被覆材から冷却材への熱伝達が低下し、燃料被覆材の温度が急速上昇し始める時の熱流束（単位時間及び単位面積当たりの熱量をいう。以下同じ。）と運転時の熱流束との比の最小値をいう。）又は最小限界出力比（燃料体に沸騰遷移が発生した時の燃料体の出力と運転時の燃料体の出力との比の最小値をいう。）が許容限界値以上であること。

ロ 燃料被覆材が破損しないものであること。

ハ 燃料材のエンタルピーが燃料要素の許容損傷限界を超えないこと。

二 原子炉冷却材圧力バウンダリにかかる圧力が最高使用圧力の一・二倍以下となること。

イ 炉心の著しい損傷が発生するおそれがないものであり、かつ、炉心を十分に冷却できるものであること。

ロ 燃料材のエンタルピーが炉心及び原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を維持するための制限値を超えないこと。

ハ 原子炉冷却材圧力バウンダリにかかる圧力が最高使用圧力の一・二倍以下となること。

二 原子炉格納容器バウンダリにかかる圧力及び原子炉格納容器バウンダリにおける温度が最高使用圧力及び最高使用温度以下となること。

ホ 設計基準対象施設が工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものであること。

（全交流動力電源喪失対策設備）

第十四条 発電用原子炉施設には 全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要となる電力の供給が交流動力電源設備から開始されること。

るまでの間、発電用原子炉を安全に停止し、か
つ、発電用原子炉の停止後に炉心を冷却するた

量を有する蓄電池その他の蓄電池に對するための電源設備（安全施設に属するものに限る）。

- 限る)」を設けなければならない。
第十五條 設計基準対象施設は、原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、発電用原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならぬ。
2 炉心は、通常運転又は運転時の異常な過渡変化時に発電用原子炉の運転に支障が生ずる場合において、原子炉冷却系統、原子炉停止系統、反応度制御系統、計測制御系統及び安全保護回路の機能と併せて機能することにより燃料要素の許容損傷限界を超えないものでなければならない。
3 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、発電用原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に炉心の冷却機能を維持できるものでなければならない。
4 燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物、熱遮蔽材並びに一次冷却材系に係る容器、管、ポンプ及び弁は、一次冷却材又は二次冷却材の循環、沸騰その他の一次冷却材又は二次冷却材の挙動により生ずる流体振動又は温度差のある流体の混合その他の一次冷却材又は二次冷却材の挙動により生ずる温度変動により損傷を受けないものでなければならない。
5 燃料体は、通常運転時における圧力、温度及び放射線に起因する最も厳しい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。
6 燃料体は、次に掲げるものでなければならぬ。
一 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における発電用原子炉内の圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとすること。
二 輸送中又は取扱中において、著しい変形を生じないものとすること。
第十六条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使用する燃料体又は

使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）の取扱施設（安全施設に係るものこ

二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。

- 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。

四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。

五 燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できるものとすること。

六 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設けなければならない。

一 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであること。

イ 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備を格納するもの及び放射性物質の放出を低減するものとすること。

ロ 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとすること。

ハ 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。

二 使用済燃料の貯蔵施設（キヤスクを除く。）にあっては、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとすること。

イ 使用済燃料からの放射線に対する適切な遮蔽能力を有するものとすること。

ロ 貯蔵された使用済燃料が崩壊熱により溶融しないものであつて、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有するものとすること。

ハ 使用済燃料貯蔵槽（安全施設に属するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）から放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであつて、使用済燃料貯蔵槽から水が漏えいした場合において水の漏えいを検知することができるものとすること。

二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないものとする。発電用原子炉施設には、次に掲げるところに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。

一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとする。

二 外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下「バラメータ」という。）を監視することができるものとすること。

三 キヤスクを設ける場合には、そのキヤスクは、第二項第一号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一 使用済燃料からの放射線に対し適切な遮蔽能力を有するものとすること。

二 使用済燃料の崩壊熱を適切に除去すること

三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとすること。

四 （原子炉冷却材圧力バウンダリ）

一 外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下「バラメータ」という。）を監視することができるものとすること。

二 使用済燃料の崩壊熱を適切に除去すること

三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとすること。

四 第十七条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉冷却材圧力バウンダリ構成する機器（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。

一 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に生ずる衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものとする。

二 原子炉冷却材の流出を制限するため隔離装置を有するものとする。

三 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分な破壊じん性を有するものとする。

四 原子炉冷却材圧力バウンダリから原子炉冷却材の漏えいを検出する装置を有するものとすること。

（蒸気タービン）

第十八条 蒸気タービン（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）は、当該蒸気タービンが損壊し、又は故障した場合においても発電用原子炉の安全性を損なわないよう、その運転状態を監視できる設備を設けなければならない。

（非常用炉心冷却設備）

第十九条 発電用原子炉施設には、次に掲げるとこ

るにより、非常用炉心冷却設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。

一 一次冷却材を喪失した場合においても燃料被覆材の温度が燃料材の溶融又は燃料体の著しい損傷を生ずる温度を超えて上昇するこ

とを防止できるものとすること。

二 一次冷却材を喪失した場合においても燃料被覆材と冷却材との反応により著しく多量の水素を生じないものとすること。

（一次冷却材の減少分を補給する設備）

第二十条 発電用原子炉施設には、通常運転時は一次冷却材の小規模漏えい時に発生した一次冷却材の減少分を補給する設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。

（残留熱を除去することができる設備）

第二十一条 発電用原子炉施設には、発電用原子炉を停止した場合において、燃料要素の許容損傷限界及び原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を維持するために必要なバラメータが設計値を超えないようにするため、原子炉圧力容器内において発生した残余熱を除去することができる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。

（最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備）

第二十二条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。

一 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に生ずる衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものとする。

二 原子炉冷却材の流出を制限するため隔離装置を有するものとする。

三 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分な破壊じん性を有するものとする。

四 原子炉冷却材圧力バウンダリから原子炉冷却材の漏えいを検出する装置を有するものとすること。

五 津波、溢水又は工場等内若しくはその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人

為によるものに対して安全性を損なわないものとすること。

（計測制御系統施設）

第二十三条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、計測制御系統施設を設けなければならない。

一 炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ並びにこれらに関連する系統の健全性を確保するために監視する

ことが必要なバラメータは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定され

れる範囲内に制御できるものとすること。

二 前号のバラメータは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定され

範囲内で監視できるものとすること。

三 設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講ずるために必要なバラメータは、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視できるものとすること。

四 前号のバラメータのうち、発電用原子炉の停止及び炉心の冷却に係るものについては、

一 次冷却材を喪失した場合においても二種類以上監視するために必要なバラメータは、設計基準事故時に想定される環境下においても二種類以上監視できるものとすること。

五 発電用原子炉の停止及び炉心の冷却並びに放射性物質の閉じ込めの機能の状況を監視するためには、設計基準事故時に想定される環境下においても二種類以上監視できるものとすること。

六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防

止することができるものとすること。

七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共有する場合には、その安全保護機能を失わ

ないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものとすること。

八 不正アクセス行為その他の電子計算機に使

用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目

的反する動作をさせる行為による被害を防

止することができるものとすること。

九 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利益において安全保護機能を失わないように独立して確保するものとすること。

十 それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネルにおいて安全保護機能を失わないように独立して確保するものとすること。

十一 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、反応度制御系統その他の発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合に作動する設備の作動に伴つて注入され

る液体制御材による反応度係数を加えること

三 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人

合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保するものとすること。

四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネルにおいて安全保護機能を失わないように独立して確保するものとすること。

五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利益において安全保護機能を失わないように独立して確保するものとすること。

六 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利益において安全保護機能を失わないように独立して確保するものとすること。

七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共有する場合には、その安全保護機能を失わ

ないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものとすること。

八 不正アクセス行為その他の電子計算機に使

用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目

的反する動作をさせる行為による被害を防

止することができるものとすること。

九 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利益

において安全保護機能を失わないように独立して確保するものとすること。

十 それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネルにおいて安全保護機能を失わないように独立して確保するものとすること。

十一 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、反応度制御系統その他の発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合に作動する設備の作動に伴つて注入され

る液体制御材による反応度係数を加えること

三 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人

のうち少なくとも一つは、発電用原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持できること。

四 一次冷却材喪失その他の設計基準事故時に

おいて、反応度制御系統のうち少くとも一つは、発電用原子炉を未臨界へ移行することができ、かつ、少なくとも一つは、発電用原子炉を未臨界に維持できること。この場合において、非常用炉心冷却設備その他の発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合に作動する設備の作動に伴つて注入される液体制御材による反応度価値を加えることができる。

五 制御棒を用いる場合にあつては、反応度価値の最も大きな制御棒一本が固着した場合においても前三号の規定に適合すること。

六 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象（発電用原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。）に対して原子炉冷却材圧力バウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物の損壊を起こさないものでなければならない。

七 制御棒、液体制御材その他の反応度を制御する設備は、通常運転時における圧力、温度及び放射線に起因する最も厳しい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならぬ。

（原子炉制御室等）

第二十一条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉制御室（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。

二 発電用原子炉施設の外の状況を把握する設備を有するものとのすること。

三 発電用原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合において、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御

し、その後、発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行させ、及び低温停止の状態を維持せらるため必要な機能を有する装置を設けなければならない。

三 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊

又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、從事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行なうことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置

二 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に入りするための区域 遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対し換気設備を隔離するための設備その他の適切に防護するための設備

（放射性廃棄物の処理施設）

（工場等周辺における直接線等からの防護）

（第二十九条 設計基準対象施設は、通常運転時に

おいて発電用原子炉施設から直接線及びスパイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければならない。

（放射線からの放射線量を低減できるものとすること）

（第三十条 設計基準対象施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。

（放射線業務従事者（実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいふ。以下同じ。）が業務に従事する場所において掲げる放射線量を低減できるものとすること）

（放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとすること）

（第三十一条 設計基準対象施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。

（放射線業務従事者（実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいふ。以下同じ。）が業務に従事する場所において掲げる放射線量を低減できるものとすること）

（第三十二条 設計基準対象施設は、通常運転時に

おいて発電用原子炉施設から直接線及びスパイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければならない。

（放射線からの放射線量を低減できるものとすること）

（第三十三条 設計基準対象施設は、通常運転時に

おいて発電用原子炉施設から直接線及びスパイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければならない。

（放射線業務従事者（実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいふ。以下同じ。）が業務に従事する場所において掲げる放射線量を低減できるものとすること）

（放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとすること）

（第三十四条 設計基準対象施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。

（放射線業務従事者（実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいふ。以下同じ。）が業務に従事する場所において掲げる放射線量を低減できるものとすること）

（第三十五条 設計基準対象施設は、通常運転時に

おいて発電用原子炉施設から直接線及びスパイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければならない。

（放射線からの放射線量を低減できるものとすること）

（第三十六条 設計基準対象施設は、通常運転時に

おいて発電用原子炉施設から直接線及びスパイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければならない。

（放射線業務従事者（実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいふ。以下同じ。）が業務に従事する場所において掲げる放射線量を低減できるものとすること）

（第三十七条 設計基準対象施設は、通常運転時に

おいて発電用原子炉施設から直接線及びスパイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければならない。

（放射線からの放射線量を低減できるものとすること）

（第三十八条 設計基準対象施設は、通常運転時に

おいて発電用原子炉施設から直接線及びスパイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければならない。

（放射線業務従事者（実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいふ。以下同じ。）が業務に従事する場所において掲げる放射線量を低減できるものとすること）

（第三十九条 設計基準対象施設は、通常運転時に

おいて発電用原子炉施設から直接線及びスパイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければならない。

（放射線からの放射線量を低減できるものとすること）

（第四十条 設計基準対象施設は、通常運転時に

おいて発電用原子炉施設から直接線及びスパイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければならない。

（放射線からの放射線量を低減できるものとすること）

（第四十一条 設計基準対象施設は、通常運転時に

おいて発電用原子炉施設から直接線及びスパイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければならない。

（放射線からの放射線量を低減できるものとすること）

（第四十二条 設計基準対象施設は、通常運転時に

おいて発電用原子炉施設から直接線及びスパイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければならない。

場合において漏えいする放射性物質が公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、想定される最大の圧力、最高の温度及び適切な地震力に十分に耐えることができ、かつ、適切に作動する隔離機能と併せて所定の漏えい率を超えることがないものでなければならない。

原子炉格納容器バウンダリを構成する設備の安全性を確保するための措置をとるため、從事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行なうことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 放射性廃棄物が漏えいし難いものとすること

（放射性廃棄物を貯蔵する施設（安全施設に係るものに限る。）を設けなければならない。

（放射性廃棄物による汚染が広がらないものとすること）

（工場等周辺における直接線等からの防護）

（第二十九条 設計基準対象施設は、通常運転時に

おいて発電用原子炉施設から直接線及びスパイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければならない。

（放射線からの放射線量を低減できるものとすること）

（第三十条 設計基準対象施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。

（放射線業務従事者（実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいふ。以下同じ。）が業務に従事する場所において掲げる放射線量を低減できるものとすること）

（放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとすること）

（第三十一条 設計基準対象施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。

（放射線業務従事者（実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいふ。以下同じ。）が業務に従事する場所において掲げる放射線量を低減できるものとすること）

（放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとすること）

（第三十二条 設計基準対象施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。

（放射線業務従事者（実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいふ。以下同じ。）が業務に従事する場所において掲げる放射線量を低減できるものとすること）

（放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとすること）

（第三十三条 設計基準対象施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。

（放射線業務従事者（実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいふ。以下同じ。）が業務に従事する場所において掲げる放射線量を低減できるものとすること）

（放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとすること）

（第三十四条 設計基準対象施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。

（放射線業務従事者（実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいふ。以下同じ。）が業務に従事する場所において掲げる放射線量を低減できるものとすること）

（放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとすること）

（第三十五条 設計基準対象施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。

（放射線業務従事者（実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいふ。以下同じ。）が業務に従事する場所において掲げる放射線量を低減できるものとすること）

（放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとすること）

（第三十六条 設計基準対象施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。

（放射線業務従事者（実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいふ。以下同じ。）が業務に従事する場所において掲げる放射線量を低減できるものとすること）

（放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとすること）

（第三十七条 設計基準対象施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。

（放射線業務従事者（実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいふ。以下同じ。）が業務に従事する場所において掲げる放射線量を低減できるものとすること）

（放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとすること）

（第三十八条 設計基準対象施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。

（放射線業務従事者（実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいふ。以下同じ。）が業務に従事する場所において掲げる放射線量を低減できるものとすること）

（放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとすること）

（第三十九条 設計基準対象施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。

（放射線業務従事者（実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいふ。以下同じ。）が業務に従事する場所において掲げる放射線量を低減できるものとすること）

（放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとすること）

（第四十条 設計基準対象施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。

（放射線業務従事者（実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいふ。以下同じ。）が業務に従事する場所において掲げる放射線量を低減できるものとすること）

（放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとすること）

（第四十一条 設計基準対象施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。

（放射線業務従事者（実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいふ。以下同じ。）が業務に従事する場所において掲げる放射線量を低減できるものとすること）

（放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとすること）

（第四十二条 設計基準対象施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。

（放射線業務従事者（実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいふ。以下同じ。）が業務に従事する場所において掲げる放射線量を低減できるものとすること）

（放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとすること）

四 特定重大事故等対処施設 第四条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えることができる、かつ、基準地震動による地震力に対しても重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。

重大事故等対処施設は、第四条第三項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。

(津波による損傷の防止)

重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

(火災による損傷の防止)

重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消防設備を有するものでなければならない。

(特定重大事故等対処施設)

工場等には、次に掲げるところにより、特定重大事故等対処施設を設けなければならない。

一 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対しても重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。

二 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有するものであること。

三 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生後、発電用原子炉施設の外からの支援を受けられるまでの間、使用できるものであること。

(重大事故等対処設備)

重大事故等対処設備は、次に掲げるものでなければならない。

一 想定される重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。

二 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作ができるものであること。

三 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができないものであること。

四 本来の用途以外の用途として重大事故等に對処するために使用する設備であつては、通常常に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。

五 工場内の他の設備に對して悪影響を及ぼさないものであること。

六 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。

七 重大事故等対処設備のうち常設のもの(重大事故等対処設備のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備」という。)と接続するものにあつては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するため必要な発電用原子炉施設内の常設の配管、弁、ケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」といいう。)は、前項に定めるもののほか、次に掲げるるものでなければならない。

一 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。

二 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上

の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原

子炉施設に對して悪影響を及ぼさない場合

二二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上

の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原

子炉施設に對して悪影響を及ぼさない場合

三 常設重大事故防止設備は、共通要因によつて設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。

四 可搬型重大事故等対処設備の安全機能と同時に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。

二 常設設備(発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。)と接続するものにあつては、当該常

設設備と容易かつ確実に接続することができる、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続

部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。

三 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によつて接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。

四 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。

五 基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であつて、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

第六条 発電用原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であつて、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

第七条 発電用原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であつて、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

第八条 発電用原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であつて、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

第九条 発電用原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であつて、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

第十条 発電用原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であつて、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

第十一条 発電用原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であつて、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

第十二条 発電用原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であつて、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

第十三条 発電用原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であつて、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

第十四条 発電用原子炉施設には、運転時の異常な過渡変化において発電用原子炉を未臨界にするための設備

第十五条 発電用原子炉施設には、運転時の異常な過渡変化において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な設備を設けなければならない。

第十六条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために必要な設備を設けなければならない。

第十七条 発電用原子炉施設には、原子炉格納容器の過圧破損を防止するための

(原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備)

第十八条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損を防止するため、原子炉格納容器の過圧による破損を防止するための

(原子炉格納容器の過圧破損を防止するための

(原子炉格納容器の過圧破損を防止するための

(原子炉格納容器の過圧破損を防止するための

(原子炉格納容器の過圧破損を防止するための

設備)

第十九条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な設備を設けなければならない。

(原子炉格納容器の過圧破損を防止するための

設備)

第二十条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損を防止するため、原子炉格納容器の過圧による破損を防止するための

(原子炉格納容器の過圧破損を防止するための

設備)

2 発電用原子炉施設（原子炉格納容器の構造上、炉心の著しい損傷が発生した場合において短時間のうちに原子炉格納容器の過圧による破損が発生するおそれがあるものに限る。）には、前項の設備に加えて、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすために必要な設備を設けなければならない。

3 前項の設備は、共通要因によつて第一項の設備の過圧破損防止機能（炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損を防止するために必要な機能をいう。）と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものでなければならぬ。

（原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備）

第五十一条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な設備を設けなければならない。

（水素爆発による原子炉格納容器の破損を防ぐための設備）

第五十二条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するため必要な設備を設けなければならない。

（水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防ぐための設備）

第五十三条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設（以下「原子炉建屋等」という。）の水素爆発による損傷を防止する必要がある場合には、水素爆発による当該原子炉建屋等の損傷を防ぐために必要な設備を設けなければならない。

（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）

第五十四条 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要

2 因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備を設けなければならない。

2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大流量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備を設けなければならない。

(工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備)

第五十五条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するためには必要な設備を設けなければならない。

(重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備)

第五十六条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、想定される重大事故等に対処するための水源として必要な量の水を貯留するための設備を設けなければならない。

一 設計基準事故の収束に必要な水を貯留するものにあつては、当該設計基準事故及び想定される重大事故等に対処するために必要な量の水を貯留できるものとすること。

二 その貯留された水を、想定される重大事故等に対処するために必要な設備に供給できるものとすること。

2 発電用原子炉施設には、海その他の水源（前項の水源を除く。）から、想定される重大事故等の収束に必要な量の水を取水し、当該重大事故等に対処するためには必要な設備に供給するための設備を設けなければならない。

(電源設備)

第五十七条 発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体等の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するためには必要な設備を設けなければならない。

第五十八条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するため監視することが必要なパラメータを計測することができる困難となつた場合において当該パラメータを推定するため有効な情報を把握できる設備を設けなければならない。
（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）

第五十九条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合（重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。）においても運転員が第二十六条第一項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備を設けなければならない。

（監視測定設備）

第六十条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を設けなければならない。
（緊急時対策所）

第六十一条 第三十四条の規定により設置された場合には工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を設けなければならない。
（緊急時対策所）

緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものなければならない。
一 重大事故等に対処するために必要な指示を行ふ要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。
二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するため必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。

第六十二条 が発生するに必要な設置場所の内外との連絡を行らない。(通信連絡)
この規則は、この規則の規定に従事する電気工事の実施者及び当該工事の監督者に適用する。
この規則は、この規則の規定に従事する電気工事の実施者及び当該工事の監督者に適用する。

則
則は、原子力規制委員会設置法（平成二十九年五月一日原子力規制法）第十九条第一項の規定による認可を受けた工事の計画に従つて、当該工事に係るものに限る。」を受けた発炉施設については、この限りでない。

対策所は、重大事故等に対処するため必要な設備を設けなければならない。

規を行つたために必要な設備）

発電用原子炉施設には、重大事故等の場合は、当該発電用原子炉施設の運営にかかる通信連絡をする必要のある場所と通信連絡をするための要員を収容することができるものとし、それを設けたものである。

